

国立大学法人京都大学役員の給与の臨時特例に関する規程

平成24年達示第51号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学役員給与規程(平成16年達示第79号。以下「役員給与規程」という。)の特例を定めるものとする。

(給与の特例)

第2条 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間(次項において「特例期間」という。)においては、役員に対する俸給月額(国立大学法人京都大学役員給与規程の一部を改正する規程(平成18年達示第29号)附則第2項又は第3項の規定による俸給を含む。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、100分の4.35を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、役員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 都市手当 当該役員の俸給月額に対する都市手当の月額に、100分の4.35を乗じて得た額

(2) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の4.35を乗じて得た額

(3) 非常勤役員手当 当該非常勤役員が受けるべき非常勤役員手当の月額に、100分の4.35を乗じて得た額

(実施に関し必要な事項)

第3条 この規程の実施に関し必要な給与の支給に関する事項は、教職員の例に準じる。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。